

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構と公益社団法人日本農業法人協会との  
連携・協力に関する協定書

(成果の公表)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力の実施において得られた成果を公表しようとするときは、事前に相手方と協議しなければならない。

(協定の内容の変更又は中止)

第7条 甲及び乙は、本協定の内容を変更する必要が生じたとき、又はやむを得ない事由により本協定の継続が困難となったときは、相互に協議のうえ、本協定の内容を変更し、又は本協定を中止することができる。

(暴力団が関与していない旨の表明確約)

第8条 甲及び乙は、自ら又は自らの役員若しくは経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 一 暴力団又は暴力団員若しくは公序良俗を乱す団体又は個人（以下「反社会勢力」という。）に該当すること。
- 二 反社会勢力と関係を有すること。

(暴力団関与の場合の属性要件に基づく契約解除)

第9条 甲又は乙は、相手方が前条の表明又は確約に反するものと認められるときは、何らの催告をすることなく本協定を解除することができる。

(暴力団関与の場合の損害賠償)

第10条 甲又は乙は、前条の規定により本協定を解除した場合において、本協定を解除された相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

2 甲又は乙は、前条の規定により本協定を解除した場合において、本協定を解除した自らに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成33年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定は当該条項に定める期間中有効とする。

3 甲又は乙は、本協定の有効期間の延長を希望する場合には、有効期間満了の日の3ヶ月前までに相手方に協議を申し入れるものとする。

(その他)

第12条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項、その他本協定の実施に関して疑義が生じた場合には、相互に誠意を持って協議のうえ、円滑に解決を図るものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年12月21日

甲 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構

乙 東京都千代田区二番町9番地8

公益社団法人

日本農業法人協会

理事長 井邊時雄

会長 篠岡光寛

